

木口割れ又は引き抜け		10 %以下。 ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径（そま角にあっては、厚さ）の1/3 以下。	20 %以下。	40 %以下。	3 等の基準を超えて存すること。
目まわり		10 %以下。	20 %以下。	40 %以下。 ただし、目まわりが重なって存する場合にあっては、その重なった部分がその存する木口の中心を通る直線をもって 2 等分した 1 面のみに存すること。	3 等の基準を超えて存すること。
腐れ、虫食い又は空洞 ^{b)}	材面	ないこと。	1 材面に存し、軽微であること。	軽微であること。	3 等の基準を超えて存すること。
	木口	ないこと。	40 %以下。	50 %以下。	3 等の基準を超えて存すること。
その他の欠点		極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	3 等の基準を超えて存すること。

注記1 生き節、死に節又は腐れ節の長径の限度は、径が50 cm 以上の丸太及び幅が50 cm 以上のそま角については、それぞれの限度に5 cm を加えたものとする。

注記2 曲がり、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の表3 に掲げる事項が2 種類以下であってその事項の程度がいずれも最小限度に近いものは、1 等に相当するものを除き、1 等級上げる。

注記3 表3 に掲げる事項が4 種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に近いものが4 種類以上あるものは、4 等に相当するものを除き、1 等級下げる。

5 表示

5.1 針葉樹の素材

針葉樹の素材の表示の基準は、次による。

a) 表示事項 表示事項については、次の事項を表示していなければならない。

- 1) 等級（径が 8 cm 未満の丸太、幅が 8 cm 未満のそま角及び 4) に規定する表示をする場合を除く。ただし、5) に規定する表示をする場合にあっては、等級の表示を省略することができる。）
- 2) 寸法又は材積
- 3) 樹種名の表示をする場合にあっては、1) 及び 2) に規定するもののほか、該当する樹種名を表示していなければならない。
- 4) 電柱用にあっては、1) から 3) までに規定するもののほか、「電柱用」と表示していなければならない。
- 5) 縦振動ヤング係数区分の表示をする場合にあっては、1) から 4) までに規定するもののほか、表 2 に掲げる区分を表示していなければならない。

b) 表示の方法 表示の方法については、次による。

- 1) 等級 等級の表示は、表 1 に掲げる等級に応じて記載しなければならない。
- 2) 寸法又は材積 寸法の表示は、丸太の径又はそま角の厚さ及び幅についてセンチメートル、丸太又はそま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載しなければならない。ただし、6.1 b) に規定する最大

の径を使用した場合にあっては、その旨を記載しなければならない。

材積の表示をする場合にあっては、**A.1** により算出した材積を立方メートル単位で記載し、併せて長さについても記載しなければならない。ただし、**A.1** 以外の計算式により計算した場合は、計算方法も併せて記載しなければならない。

- 3) 樹種名 最も一般的な名称をもって記載しなければならない。
- 4) 縦振動ヤング係数区分 表2に掲げる区分を記載しなければならない。
- c) 表示の方式等 a)に規定する事項は、各本又は各極（はえ）ごとに見やすい箇所に表示しなければならない。
- d) 表示禁止事項 次に掲げる事項を、表示してはならない。
 - 1) a)の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語
 - 2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

5.2 広葉樹の素材

広葉樹の素材の表示の基準は、次による。

- a) 表示事項 表示事項については、次の事項を表示していなければならない。
 - 1) 等級（径が24 cm 未満の丸太及び幅が24 cm 未満のそま角を除く。）
 - 2) 寸法又は材積
 - 3) 樹種名の表示をする場合にあっては、1)及び2)に規定するもののほか、該当する樹種名を表示していなければならない。
- b) 表示の方法 表示の方法については、次による。
 - 1) 等級 等級の表示は、表3に掲げる等級に応じて記載しなければならない。
 - 2) 寸法又は材積 寸法の表示は、丸太の径又はそま角の厚さ及び幅についてセンチメートル、丸太又はそま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載しなければならない。ただし、6.1 b)に規定する最大の径を使用した場合にあっては、その旨を記載しなければならない。
材積の表示をする場合にあっては、**A.1** により算出した材積を立方メートル単位で記載し、併せて長さについても記載しなければならない。ただし、**A.1** 以外の計算式により計算した場合は、計算方法も併せて記載しなければならない。
 - 3) 樹種名 最も一般的な名称をもって記載しなければならない。
- c) 表示の方式等 a)に規定する事項は、各本又は各極（はえ）ごとに見やすい箇所に表示しなければならない。
- d) 表示禁止事項 次に掲げる事項を、表示してはならない。
 - 1) a)の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語
 - 2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

6 寸法の測定方法

寸法の測定方法は、次による。

6.1 丸太の径

- a) 丸太の径は、最小径とする。ただし、最小径が14 cm 以上の丸太であって、最小径に直角な径と最小径との差が6 cm（最小径が40 cm 以上の丸太にあっては、8 cm）以上あるものの径は、その差6 cm ごとに最小径に2 cm を加えたものとする。
- b) 水中貯木について、最小径に直角な径が最大径と差が小さいと判断される場合は、最小径に直角な径を最大径に置き換えることができる。
- c) 電柱用にあつては、最小径とこれに直角な径との平均とする。
- d) 丸太の径の測定をするにあたっては、樹皮を除いて行うものとする。

6.2 空洞の径

空洞の径は、空洞の最大径とこれに直角な径との平均とする。ただし、空洞が根張りの部分に係るものであるときは、その部分は除いたものとして平均径を測定する。

6.3 木口の径

末口についての木口の径は、丸太の径とし、元口（根張りの部分がある丸太にあつては、その部分を除く。以下この項において同じ。）についての木口の径は、6.1における最小径を元口の径に置き換えた径とする。

6.4 そま角の厚さ及び幅

- a) そま角の厚さは、最小横断面の辺の欠を補った方形の短辺とし、そま角の幅は、その方形の長辺とする。
- b) そま角の厚さ及び幅の測定をするにあつては、樹皮を除いて行うものとする。

6.5 素材の長さ

- a) 素材の長さは、両木口を結ぶ最短直線とする。ただし、当該最短直線の一部がしょう端部（短径3cm未満の部分进行。）又はときん若しくは目度あなの部分に係るときは、その係る部分を除く。
- b) 素材の長さの測定をするにあつては、樹皮を除いて行うものとする。

6.6 素材の単位寸法

- a) 丸太の径又はそま角の厚さ及び幅の単位寸法は、小の素材については1 cm、その他の素材については2 cm とし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、電柱用にあつては、5 mm とし、単位寸法に満たない端数は二捨三入する。
- b) 丸太又はそま角の長さの単位寸法は、20 cm 又は0.2 m とし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、表4の区分に掲げるものに限り、右欄に掲げる単位寸法とする。また、電柱用にあつては、50 cm 又は0.5m を単位寸法とし、単位寸法に満たない端数は切り捨てる。

表4ー規定単位寸法

単 位 m

区分	規定単位寸法
1.9 以上2.0 未満のもの	1.9
2.1 以上2.2 未満のもの	2.1
2.7 以上2.8 未満のもの	2.7
3.3 以上3.4 未満のもの	3.3
3.65 以上3.8 未満のもの	3.65
4.3 以上4.4 未満のもの	4.3

7 品質の事項の測定方法

4.1.1 及び 4.2.1 における品質の事項の測定方法は、次による。この場合において、事項が延び又は根張りの部分に係るものであるときは、当該延び又は根張りの部分を除いたものとして、その事項を測定する。

7.1 節

- a) 長径が1 cm 未満の節は対象としない。

- b) 材面における欠け、きず及び穴で素材の利用上影響を及ぼすものを含む。
- c) 死に節又は腐れ節（長径が1 cm 未満の死に節又は腐れ節を除く。）の長径は、その実測の長径の2 倍とみなす。
- d) かくれ節の長径は、その素材に存する最大の節（長径が1 cm 未満の節を除く。）の実測の長径の1.5 倍とみなす。
- e) その丸太にかくれ節及び長径が1 cm 未満の節以外の節がない場合は、そのかくれ節の長径は、10 cm とみなす。ただし、そのかくれ節に係る隆起の長径が 10 cm を超える場合は、そのかくれ節の長径は、その隆起の長径と同一とみなす。

7.2 曲がり

- a) 百分率は、丸太の径又はそま角の厚さに対する内曲面の最大矢高の割合による。
- b) 2 個以上ある場合の百分率は、それぞれの曲がりについてのa)の割合の合計を1.5 倍した割合による。
- c) 電柱用における曲がりは、材長10m 未満のものにあっては元口から1.5m、材長10m 以上のものにあっては元口から2 m の部分を地際として測定する。

7.3 木口割れ又は引き抜け

- a) 百分率は、木口割れ又は引き抜けの長さの素材の長さに対する割合による。
- b) 木口割れの長さについては、木口割れが同一端に 2 個以上あるときは、最長のものの長さを、両端にあるときは、各端における最長のものの長さの合計を、それぞれの長さとする。引き抜けの長さについても、同様とする。
- c) 木口割れの深さが、その存する木口の径（そま角にあっては、厚さ）の 1/2 を超えるときは、その木口割れの長さは、その実測の1.5 倍の長さとしみなす。
- d) 木口割れの深さは、その存する木口において割れ目とその中心に向かうものにあってはその割れ目の長さとし、その他のものにあってはその存する木口におけるその割れ目の最深部（木口の中心とその割れ目の終点とを結ぶ直線とその割れ目との交角が 90° 以上である場合には、その割れ目の終点をいい、その交角が 90° 未満である場合には、木口の中心からその割れ目に対する垂線とその割れ目との交点をいう。）からその木口の中心と反対方向に材縁に至る距離とする。

7.4 目まわり

- a) 木口の中心から材縁までの9/10 より外側にある目まわりは対象としない。
- b) 百分率は、その弧の長さのその存する木口の周囲の長さ（そま角にあっては、その存する木口の 4 辺の欠を補った方形の4 辺の合計）に対する割合による。
- c) 目まわりが同一端に 2 個以上ある場合の百分率は、それらの弧の長さ（外側の目まわりの両端と樹心とを結ぶ直線で区切られた部分に係る他の目まわりの弧の長さのうち、当該部分に含まれる長さを除く。）の合計のその存する木口の周囲の長さに対する割合による。
- d) 目まわりが両端にある場合の百分率は、各端におけるb)又はc)の割合を合計した割合による。

7.5 腐れ、虫食い又は空洞

7.5.1 材面

程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。

7.5.2 木口

- a) 百分率は、腐れ、虫食い又は空洞の平均径（同一端に 2 個以上あるときは、それらの平均径の合計）のその存する木口の径（そま角にあっては、その厚さ）に対する割合による。
- b) 両端にある場合の百分率は、各端におけるa)の割合の合計による。

- c) えぞまつ, とどまつ, さわら及び広葉樹の樹心部のみに存する腐れで各端において20%以下のものは対象としない。

7.6 ヘビ下り

- a) 百分率は, その長さ (2個以上あるときは, それらの長さの合計) に対する素材の長さの割合による。
- b) 1材面に平行かつ接近して2個以上あるときは, それらのへび下りは1個とみなしてその長さを測定する。

7.7 その他の欠点

程度は, 素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。